

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 令和2年2月26日（水）午後1時30分から午後3時まで

場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

参加者等

司会者 黒野 功久（高知地方裁判所長）

裁判官 堀内 綾乃（高知地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 齋藤 拓也（高知地方検察庁検察官検事）

弁護士 常田 学（高知弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 60代 女 会社員（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 女 主婦（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男 会社員（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女 会社員（以下「4番」と略記）

（記者クラブ記者 5名）

【13:30】開 会

司会者

私は、高知地方裁判所長の黒野です。本日の司会を務めさせていただきます。裁判員裁判が始まって10年が経ち、全国では約1万5000人の被告人に判決が言い渡されました。また、この高知地裁では、62人の被告人に判決が言い渡され、約490人の方に裁判員又は補充裁判員として参加していただきました。本日は、これから3時まで、経験者の皆様に率直な御意見をいただき、今後の運用に役立てていきたいと思っております。また、報道機関の方にも、経験者の生の声を県民に向けて発信していただきたいと思っております。報道機関から事前に提出された質問の中には、こちらで用意した話題事項と重なるものがあるので、それについては途中で質問していただきます。なお、皆さんを席の順に番号で呼ばさせていただきます。

最初に、裁判員裁判を経験された皆様には、どのような事件に関与されたのかを

お話しいただきたいと思います。1番の方から順にお願いします。

1番

平成30年9月に選任期日，公判期日がありました。自動車の中から，被害者所有の現金などを窃取しましたが，被害者に発見され，逮捕を免れるため，被害者に対し，催涙スプレーを顔面に吹きかけた強盗致傷事件を担当しました。

2番

1番の方と同じ事件を担当しました。

3番

平成29年5月から6月にかけて選任期日，公判期日がありました。事件当時内縁関係にあった被害者からの愛情が薄れていると感じて，被害者に対する不満から，被害者から暴力を受けて，被害者に対する怒りを抑えられなくなって，殺意をもって，包丁で突き刺したという殺人未遂事件を担当しました。殺意の有無，死ぬ危険性の高い行為をそれが分かって行ったか否かが争点となりました。

4番

平成29年2月に選任期日，公判期日がありました。強制的に被害者と性交をしようと考え，結果的に被害者に全治約3週間を要する左前頸部擦過傷等の傷害を負わせた事件を担当しました。

司会者

裁判員の手続と言いますか，少し時系列に沿って，質問させていただきます。裁判員等でお越しになる前年11月頃に，裁判員候補者名簿に登載された旨のお知らせが送付されたと思いますが，裁判員裁判についてどのように感じられましたか。

1番

裁判員制度が始まって8年経ったころですが，実際高知で裁判員裁判をしているという実感がなかったので，「えっ，来た。」というのが正直な気持ちでした。社会参加という意味で，選ばれる，選ばれないは別として，良い社会経験だと思い，裁判員選任期日に参加しました。

2番

無責任なようですが、自分が裁判員に選ばれると思わなくて、他人事のように考えていました。

3番

裁判員制度があることは聞いていましたが、全く無関心でした。なぜ自分が選ばれたか分かりませんでした。これも一つの経験かなと思って、参加しました。

4番

裁判員裁判が始まったことは知っていましたが、制度自体については知らなかったですし、自分とは関係のないことだろうと思っていたので、最初、裁判員候補者として名簿に登載されましたよという案内をもらった時に、正直「ちょっと怖いな。」という印象を持ちました。しかし、選ばれたからには「何かしら自分ができることがあるかなあ。」と思いました。指定された裁判員選任期日に行って、自分が選ばれるなんて全く考えていなかったのを見て、自分の数字があるのを見て、試験の合格発表に例えるのも妙ですが、うれしいのかな、怖いのかなという複雑な心境になったことは覚えています。

司会者

選ばれたら裁判員をやってみたいと思った方はおられますか。

4番

やってみたいという気持ちと実際に選ばれたときの気持ちは離れていて、日が経つにつれて、せっかく選ばれたのだからきちんと向き合って参加しようとするように変わっていきました。最初から「やりたい。」とは思っていませんでした。

3番

できればしたくないと思っていました。理由としては、営業職をしており、実績が少なくなるということで、時間の拘束を受けたくない、参加したくないと思いました。

司会者

具体的な事件の裁判員選任期日のお知らせがあったと思いますが、その時点で、御家庭や職場にどのように報告、相談されましたか。

1 番

職場へ一番に報告して、公休として取り扱ってくれるようお願いしました。話が少し先の手続のことになりますが、裁判官と一緒に法壇の上に立ったときは、「少し怖い。」と思いました。

2 番

裁判員になることを辞退できないと聞いていましたので、参加したくないのに断ることのできない複雑な心境になっていました。子どもたちに事情を話せば「やめときや。」と言われると思いきや、「やれば。」と言われ、励まされた感じでした。いざとなればやれるかなという気持ちになりました。お金には代えられない経験ができたかなとは思っています。

3 番

裁判員に選任されるかどうか分かりませんでしたので、家族に伝えましたし、職場の上司に「もしかしたら、1 週間は不在になる可能性があります。」と言いました。その時点では選任されるかどうか分かりませんでしたので、気軽な気持ちではいませんでした。

4 番

その時点では、特に誰にも相談しませんでした。辞退理由に当てはまる項目が限定的で、断る理由がなかったもので、「選ばれたら仕方ないかな。」と思っていました。職場が365日営業なので、裁判員裁判に参加するための特別休暇を利用しました。2月9日が裁判員選任期日で、翌日から公判が始まりましたので、職場のシフト調整ができず困りましたが、職場の皆さんが協力してくれました。

司会者

報告や相談を受けた職場の対応はいかがでしたか。

3 番

私が職場で初めての裁判員でしたので、事前に仕事の調整をしてくれました。

司会者

裁判員選任手続期日に出席した際の裁判所の対応とか説明内容はいかがでしたか。

1 番

裁判所職員の方の対応や説明は丁寧で、分かりやすく、手続もスムーズに流れていきました。

2 番

すごく丁寧で、分かりやすい説明でした。

3 番

裁判所の1階で担当者の方が出迎えてくれ、会場まで案内してくれたことを覚えていています。

司会者

その際に、裁判所職員に何か質問されたことはありましたか。

3 番

特になかったように思います。

司会者

4 番の方はいかがでしたか。

4 番

私が思っていた以上に多くの方が来ていましたが、そんなに時間をかけることなく、選任手続が流れていきました。事件の概要も、コンパクトに分かりやすく説明してもらえました。ただ、法律改正で強姦罪から強制性交罪へと罪名が変わった後、高知で最初の事件だったので、少しですが「参加したくないなあ。」と思いました。

司会者

事件の難しさを感じたりしましたか。

1 番

私は法律の知識が全くないので、量刑を決めていくには「多岐に渡る検討をしな

いといけないのだなあ。」と思いました。

3番

担当したのが殺人未遂で、より重い殺人についての判断ではなかったもので、ちょっと気が楽だったという印象でした。

司会者

実際に裁判員に選任されてから審理が始まるまでの間に、どのように御家庭の事情やお仕事を調整されましたか。

1番

私の場合は少し日数が開いていたので、上司に相談して、シフト調整することにより公休での参加ができました。公判自体も、何時から始まって、何時までに終わるという予定どおりでしたので、家庭的にも問題ありませんでした。

2番

子どもも手を離れていますので、自由な身で、その点での問題はありませんでした。

3番

裁判員選任期日と公判期日にそんなに間がなかったので、上司が1か月以上前から他の同僚との調整をしてくれていました。

4番

裁判員に選任された時点で職場に電話を入れたところ、次の日から始まる公判期日について特別休暇を適用してくれて、シフトを調整してくれました。特別休暇とは別に公休も取得できたので、裁判の途中で仕事に行く日もありましたが、比較的裁判員裁判に専念することができました。

司会者

検察官、弁護人が作成した資料、説明や尋問の内容は分かりやすかったですか。

1番

検察官の作成される資料は、フォーマットなどがあるようで、大変分かりやすい

ものでした。弁護人の方はその方自身で考えた資料でしたので、検察官と比べると、見やすい方に目が行ってしまうという感じでした。説明は、検察官、弁護人双方とも分かりやすいものでした。

2番

皆さんの意見を採り上げておられることもあり、検察官の資料や説明は分かりやすく、「苦勞しているなあ。」と思いました。弁護人の書類も大体において分かりやすかったのですが、弁護人の答弁で少し分かりにくいところがありました。

3番

裁判所に初めて入った時は、ドラマとか映画とかを見ている感じどおりでした。検察官、弁護人のやりとり、一連の流れが「ドラマとか映画のとおりなんだな。」と思いました。

4番

裁判についてはテレビやドラマでしか見たことがなかったので、その時の印象とは違っていました。量刑が争点となった事件だったので、懲役何年という終着点が最初にあって、そこに向かって進んでいく裁判があるんだなあと思いました。衝撃的でした。

司会者

テレビやドラマでは、有罪か無罪とかが争点として大きく取り上げられます。御担当された事件においては、量刑が争点となるということで、そこが違うということですね。

次に、証人尋問、被告人質問についてはいかがですか。

1番

被告人は、本当のところ、検察官、弁護人の話をどこまで染み入って聞いているのだろうかと思いました。検察官は、緻密で理論的に組み立てて、質問しているなという印象でした。弁護人は、無罪にするのが難しいので、何とか刑を軽くするにはどういう組立てがいいのだろうか、と考えられていたと思います。

2番

被告人が罪を犯したか否かの認識がないせいもあったのですが、弁護人が刑を軽くしようとするだけで、何で無罪で争わないのかが不思議でした。

3番

被告人が答えるときの声が小さく、かなり反省した返事だったのが象徴的でした。検察官はかなり捜査したせいか、自信を持って応答されていました。被告人が実際その場にいるのが、どこか不思議な感覚でした。

4番

裁判自体初めての経験ですし、法律を全く知りませんでしたが、検察官の事前の説明や尋問はとても分かりやすい言葉でしたので、頭の中にずっと入ってきました。

司会者

裁判官の説明は分かりやすかったですか。

1番

審理・評議の前にあらゆる角度から考えてみて、資料を準備されており、素人に分かるように説明してくれて、本当に頭が下がるような思いでした。裁判官というと歩く六法全書みたいなイメージがあり、物理の授業のように理解困難な話をされると思っていたのですが、そんなことはありませんでした。

3番

裁判長は、はっきりとよく通る声で話しておられました。たくさんの案件を他にをお持ちだと思いますが、よく準備して調べられているなあという印象でした。

4番

私も同じ裁判長でしたが、御自宅から弁当を持参されていて、裁判員と一緒に昼食を摂られていました。裁判員同士のコミュニケーションを積極的に図って、良い雰囲気を作ってくれ、法律の仕組みや用語を知らなくても、ちゃんと裁判に参加できるようにしてくれました。ほんの短い時間でしたが、法律に触れる貴重な時間になりました。

司会者

評議では、御自身あるいは他の裁判員の方が十分に意見を述べることができていましたか。

1 番

自分から発言することはあまりなかったのですが、他の裁判員がよく考えて発言されており、「はっ」と思うことが何度かありました。

司会者

どういう場面で、他の裁判員の方の発言に気付きがありましたか。具体的に教えていただけませんかでしょうか。

1 番

検察官や弁護人の作成した資料の記載につき、ちょっとした言い回しとかについて発言されていたのですが、「ここまで細かく分析して考えなければいけないんだ。」と気付くことができたことでしょうか。

2 番

おとなしく座っていればいいかなと思っていましたが、順番に意見を聞かれました。他の裁判員の発言を聞いていると「そうだな。」と思うこともあり、自分の意見だけが正しいのではなく、どの意見も正しいんだなと実感できました。たくさんの方が集まって議論し、どこか一つに絞っていくのがいいのかなと思いました。

3 番

自分から積極的に発言はしませんでしたでしたが、裁判官から順番に質問を受けたことに対して、自分の意見を述べた記憶はあります。やはり一人一人考えが違うな、というところです。

4 番

罪名が罪名なので話題にしにくい表現がありましたが、男性裁判員に気を遣うこともなく、女性としての意見を述べて、積極的な意見交換ができていたと思います。裁判長がそれらの意見をまとめてくれたのですが、私としてはそういう雰囲気が良い

かったので、「ここはどうなんだろう。」、「法律を知らないなので、その説明は分からない。」とかを自然に言いやすく、言いたいことを存分に話せたように思います。

司会者

報道機関からも同様の質問が出ていますが、いかがですか。

報道機関代表質問

担当した事件全体を通じて、分かりにくいところはありませんか。

1 番

スロットコインなどを盗んでいる現場に居合わせたのではなく、車の所有者がそこから追跡をしていく事件なので、どう立証していくのかなと思っていました。

2 番

被告人がスロットコインを盗んだことを覚えていないと主張していたので、盗んだのか盗んでいないのか、認定していくのが難しかったです。追跡していたのが警察官だったことも影響していたと思います。

3 番

説明も良く分かったので、難しいところはありませんでした。

4 番

特段分からないところはありませんでした。資料やホワイトボードを利用して図形式で整理され、分かりにくい部分はその場で解決されていったように記憶しています。

司会者

判決が宣告された際、どのような御感想を抱きましたか。

1 番

私も母親ですので、在廷していた被告人の母親の心情が気になりました。この判決でいい方向にいけばいいのに、と祈ったことは覚えています。

2 番

窃盗でわずかな金銭を盗んだだけで、被害者に大したけがを負わせた訳でもなかったのに、量刑がこんなに重くなるんだと感じました。被告人が可哀想かなとは思いました。

3番

過去の判例を教えてもらっていたので、執行猶予付きの判決で、そのとおりになったなと思いました。私自身も、それが正当な感覚だと考えていました。

4番

判決に至るまではかなり時間をかけて検討しました。過去の判例が出てきて、「この程度の事案なら、こういう量刑になる。これなら、この程度。」ということで、裁判員同士が事例による量刑の差を相当議論しました。いろいろ意見を出し合って、この辺が妥当だろうと出した結論なので、「そういう判決で仕方なかったのかなあ。」と思っています。その結論を出したことで、裁判員としての自分の仕事をようやく終えることができました。

司会者

裁判員の職務を経験して、裁判員裁判への印象、刑事裁判や社会を見る目に変化はありましたか。裁判員等を経験して、現在、御自身の生活に何か変化はありましたか。

1番

裁判員に対する説明やその準備が裁判官の負担になっているような印象を持っています。一般国民に社会参加してもらおうという意義は十分分かっているのですが、実際の公判が始まるまでの公判前整理手続に長時間かかっているし、裁判官としての仕事の量がどうなっているのか心配になりました。検察官、弁護人も、想像以上に時間と労力がかかっているのだから、大変なお仕事だな、と感じています。

2番

法律のプロ同士なら簡単なのに、素人を相手にすごく分かりやすく書類を書いていることなどから、裁判員裁判のメリットってあるのかなと感じています。裁判員

裁判で死刑判決をしたのに高裁でひっくり返される、素人がどんなに一生懸命考えてやっても前例がないからといって覆されるのでは、メリットがあるとは思えません。

3 番

犯罪報道のニュースは気になって、見ることがあります。私の担当したのは殺人未遂事件でしたが、殺人事件なら死刑とか執行猶予なしの懲役を選択することもあるので負担だなと思います。被害者の傷であるとか凶器だとかいうのは、ちょっと辛いという印象です。

4 番

新聞を見たりニュースを聞いたりとかして、これが裁判員裁判になると裁判員が選ばれるのだなということで、それらの方は大変だなと考えることもあります。過去の裁判の実績で決めると、死刑ではなく無期懲役になるのかな、と量刑の仕組みを考えてしまいます。裁判員に対して分かりやすく噛みくだいて説明するために、裁判官は多くの資料を机の上に広げて、真剣にめくって調べていたので、負担になっているのかなと思う場面もありました。メリットと言えるか分かりませんが、裁判が身近なものに感じられるようになり、貴重な経験になりました。自分のこれからの生き方については、明らかに変化があったと思います。

報道機関代表質問

事件報道への接し方は、裁判を担当した前後でどう変わりましたか。

1 番

神奈川県障害者施設における殺人事件にかかる裁判員裁判の報道を見ていて、以前なら受け流していたのが、少し立ち止まって事件を考えるようになった気がします。

2 番

1 番の方と同じで、裁判員を経験する前は「ああ、ニュースをやってるな。」という感じだったのが、テレビの前に立ち止まって、詳しく見るようになりました。

最近では、児童虐待の事件で、裁判員がビデオを見ていて気分が悪くなったという報道がされたところで、釘付けになってしまいました。

3番

重大な裁判員裁判が最近多いので、裁判員にも負担があるのではないかと感じています。

4番

裁判員裁判に参加する前は、日常のニュースの事件や事故の一つとして聞き流していたのに、今はどういう判決になるのか関心を持つようになりました。そういう意味で見方が変わったと思います。

司会者

ここで、弁護士、検察官、裁判官の立場からそれぞれコメントをお願いします。

弁護士

経験者の皆さん、率直で、貴重な御意見をありがとうございます。弁護士としては裁判員の皆さんに御理解いただくことが重要になってきますので、その辺のところは神経を使っているところで、そういう意味で「分かりにくいところがあった。」という御意見は厳しい御指摘として受け止め、工夫していかないといけないと思っています。弁護士としては、被告人の主張と離れた弁護活動ができないので、どうまとめていくか難しさを感じているところです。

検察官

本日は、貴重な機会を与えていただき、ありがとうございました。裁判員候補者になった旨の通知を受け取って、怖い、裁判所へ来たくないという気持ちになったというお話を聞いて、いかに分かりやすい主張、証拠の組立てが大切か、日々苦勞しているところです。そういう中で、経験者の方からの言葉としては、なかなか優しいお言葉をいただいたのかなと感謝しております。皆様の感想を集約して、より分かりやすい刑事司法の実現、刑事裁判の実現に心掛けていこうと思います。

裁判官

本日は、貴重な御意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。私自身はみなさまの御担当された裁判員裁判に関与していませんが、6年間の裁判官としての経験の中で、いくつかの裁判員裁判を担当させていただいております。親子間の殺人事件であればお子さんをお持ちの方の御意見だとか、知的障害を持った被告人の事件ですと福祉関係の知見とかを興味深く聞かせていただきました。様々なバックグラウンドをお持ちの経験、それは裁判官の持っていない経験ですので、そういった方の御意見を聞かせていただくことが、裁判官にとって、内容の濃い、充実した裁判をするのに本当に役に立っているのだと思っています。皆様がいろいろな御苦勞を抱えながら、意見を言ってくださったことで感謝の気持ちが深くなったところでは。

経験者の方から優しい御意見を頂戴しましたが、資料を調べて裁判をするというのは裁判員裁判だからということではなく、裁判官だけの裁判でも確実に行っている調査ですので、裁判官の負担になっているということはありません。むしろそういう説明に納得していただけるか、裁判官としての事例の集積というか、裁判官の常識が一般の常識と合致するのかと自身を見つめ直す好機になっています。裁判員裁判を経験することが良い社会経験にもなるなどとの御意見もあり、私にとってもうれしい反応として聞かせていただきました。

司会者

代表質問の中には裁判所に向けられていると思われるものもありますので、それ以外の質問を先にお願ひします。

報道機関代表質問

先程の経験者の中から、「裁判員裁判の意味があるのか。」という率直な御意見もありましたが、裁判員等の経験を通じて改めて分かったメリットとデメリットは、何でしょうか。また、御自身の経験を踏まえて、裁判員裁判の必要性をどう感じているか教えてください。

1 番

裁判員裁判のメリットは確実にあると思います。裁判に限らず、社会を見る目がちょっと違ってきたなという印象で。今、裁判官が言われたように、私たちが裁判員裁判に参加することで、双方のいろいろと満ちてくるようなものがあるように思います。うまく説明できなくてすみませんが、参加して良かったと思います。

2番

裁判員裁判のメリットは、私自身の達成感です。デメリットは、ほかの事件に関するニュースが入ってきた時、裁判員裁判が必要ないとまでは言いませんが、そう考える気持ちにさせられるのがデメリットと言えらると思います。一審で何日もかけて議論し、殺害方法の残虐性を根拠に死刑判決を決めたのに、3人殺さないで死刑にならないという前例があつてか、高裁で死刑にはせずに無期懲役にするのかなというところではあります。

3番

私の長い人生の中で初めての経験でしたが、色々な見方ができる、考え方ができるという良い契機になりました。当事者にとっては十分な審理期間は必要ですが、5日間の拘束は長かったと思いました。過去の判例があるので、この事件は最初からこういう結論になるのではないかと思つてきていて、後半、自分が参加する意味があつたのかなという感じも出てきました。

4番

メリット、デメリットといつても、私にとってはメリットばかりです。裁判所に入る事がまずないですし、裁判官と一緒に席に座つて裁判をやることもないし、そういう場に立ち会えたことが一生に一度の非常に貴重な経験でした。それがメリットです。担当事件の審理中、自分自身、独特の雰囲気になり込んでしまいました。判決宣告の翌日から仕事でしたが、気持ちをうまく切り替えることができず、仕事をしていても事件の事を考えると少ししんどくなるというか、ずっともやもやしているのに、他人に相談できませんでした。その期間がデメリットといえればデメリットでした。

報道機関代表質問

職業裁判官の経験則と裁判員の意見や感覚が食い違う場面はありましたか。また、そういう場面があれば、どのような議論を交わし、どう折り合いましたか。

1 番

裁判官が素人が参加しても納得できる説明をしてくれたので、大きく意見が分かれるところはなかったと思います。

3 番

裁判員とかから反論があつたりして、裁判官と裁判員との間で大きな隔たりが生じた、ということはないと思います。裁判員のみんなが、分からないところは分からないという反応を示しましたから。

4 番

被害者が女性で、裁判員も女性が多かったことから、被害者よりに気持ちが向きかけるところがありましたが、裁判官が非常に冷静で、被害者の気持ちは分かるけれども、感情的な部分で決めるものではないことを、根気強く話してくれました。法改正があった後初めての裁判でもあったので、慎重に判断することができたと思います。テレビの一般視聴者と実際に裁判員になった人とは、受け止め方を変えなくちゃいけないんだな、とその時悟りました。

司会者

報道機関から提出されている残りのものについては裁判官の方から説明しますので、代表質問をお願いします。

報道機関代表質問

辞退率が増えていますが、幅広い民意を反映させるためにどのような対策が必要だと考えていますか。

裁判官

裁判員候補者の辞退率が上昇する傾向が続いています。これまでのところ、実際の裁判員裁判の運営に支障が生じているものではありませんが、より多くの国民の

皆様に高い参加意欲をもっていただくため、裁判員制度の意義や運用状況等について適切に情報発信し、国民の皆様に関心や参加意欲を高め、不安を解消する努力を続けていく必要があると考えています。また、裁判員候補者の勤務先向けの協力依頼書面を呼出状に同封するなど、国民の皆様が参加しやすい環境を整備するための取組も行っているところです。

裁判員等の負担に配慮する取組や制度運用状況等を十分に理解していただけるための努力を引き続き行っていきます。具体的には、裁判官等が学校、企業や各種団体等に出向いて講義を行ったり、裁判員経験者等の声を聴き、その意見や感想を国民の皆様には伝えられるよう座談会を開催するなどの取組を積極的に行っていきたいと考えています。

報道機関代表質問

事件によっては精神的な負担が大きい裁判員裁判につき、高知地裁では審理中やその後のケアをどのように行っていますか。

裁判官

遺体写真等の刺激の強い証拠については、真に必要な場合のみ証拠として採用することとし、採用する場合でもイラストにしたりしています。このように事前に裁判員の精神的な負担のないよう対応していますが、様々な背景を持った方が裁判員になられる訳ですから、裁判員の方によっては御負担に感じる事態が生じる可能性も否定できないので、休廷中に、裁判官の方から「御負担になっていることはないか。」など積極的に声掛けするなどして、裁判員の御気分、体調の変化、御家庭やお仕事への不安に対して、気付けるよう配慮しています。その後のケアについては実例がありませんので、現時点ではお答えは控えさせていただきます。

報道機関代表質問

高知地裁では裁判員裁判後の記者会見が近年開かれていませんが、裁判員等への会見に対する説明はいつ、どのように行っていますか。

裁判官

平成31年4月から裁判官の構成が変化していますが、現在の運用では、高知司法記者クラブから要望書が出れば、判決宣告前の評議において説明しています。その際には、個人情報の可否についても、御意見を尊重する旨説明しています。判決宣告した後にも、裁判員等に対し、会見に応じるか否かの意思を重ねて確認をしています。

報道機関代表質問

記者会見を行う意義についての説明はしていますか。

裁判官

そこまでの具体的な説明まではしていません。

報道機関代表質問

会見に応じるか否かの意思確認だけだと、単に目立ちたくないとかそういう気持ちになるので、「記者会見に参加することで、裁判員裁判に広く興味・関心を持ってもらえるんだ。」という意義にもう少し踏み込んでいただければ、応じてくださる方も増えていくのではないかと考えています。

裁判官

おっしゃっていただいたところは、こちらとしても意味深いものだと考えますので、今後対応を検討していきたいと思います。

司会者

それでは、裁判員等経験者の意見交換会を終了したいと思います。お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございました。皆様から貴重な御意見・御感想を承ることができましたので、今後、これを裁判員裁判の運用に活かして、より良い制度にするよう努力してまいりたいと思います。報道機関の方もどうもお疲れ様でございました。以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。

【15:00】閉会